○管理職員等の範囲を定める規則

（昭和４２年４月１日 規則第４号）

改正

昭和４２年　５月２５日　規則第　６号　　昭和４２年　８月１７日　規則第　７号
昭和４２年　８月１７日　規則第　８号　　昭和４２年　９月２１日　規則第　９号
昭和４２年１２月２１日　規則第１１号　　昭和４３年　５月２３日　規則第　１号
昭和４３年　６月２２日　規則第　２号　　昭和４３年　７月２９日　規則第　３号
昭和４３年　９月２８日　規則第　４号　　昭和４３年１１月２８日　規則第　６号
昭和４４年　５月２２日　規則第　１号　　昭和４４年　８月２５日　規則第　２号
昭和４４年　９月２５日　規則第　３号　　昭和４５年　４月２３日　規則第　１号
昭和４５年　７月２３日　規則第　２号　　昭和４５年　８月２７日　規則第　３号
昭和４６年　２月２５日　規則第　１号　　昭和４６年　３月２５日　規則第　２号
昭和４６年　４月２２日　規則第　３号　　昭和４６年　５月２７日　規則第　４号
昭和４６年　７月２２日　規則第　５号　　昭和４６年１１月２５日　規則第　６号
昭和４７年　２月２４日　規則第　１号　　昭和４７年　５月２９日　規則第　２号
昭和４７年　７月２９日　規則第　３号　　昭和４７年　８月２４日　規則第　４号
昭和４７年　９月２８日　規則第　５号　　昭和４７年１１月２５日　規則第　６号
昭和４８年　５月２４日　規則第　１号　　昭和４８年　８月１５日　規則第　２号
昭和４８年１１月２２日　規則第　３号　　昭和４９年　１月２４日　規則第　１号
昭和５０年　２月２７日　規則第　１号　　昭和５０年　５月２４日　規則第　２号
昭和５０年　７月２６日　規則第　３号　　昭和５０年　９月２５日　規則第　４号
昭和５０年１２月２３日　規則第　５号　　昭和５１年　３月２９日　規則第　１号
昭和５１年　５月　７日　規則第　２号　　昭和５１年　７月２６日　規則第　３号
昭和５１年　８月２６日　規則第　４号　　昭和５２年　９月　１日　規則第　１号
昭和５２年　９月２６日　規則第　２号　　昭和５２年１０月２４日　規則第　３号
昭和５３年　２月２３日　規則第　１号　　昭和５３年　４月２７日　規則第　２号
昭和５３年　７月２７日　規則第　３号　　昭和５４年　４月２３日　規則第　１号
昭和５４年　７月２３日　規則第　３号　　昭和５４年　９月２７日　規則第　４号
昭和５４年１１月２２日　規則第　５号　　昭和５４年１２月１８日　規則第　６号
昭和５５年　１月２４日　規則第　１号　　昭和５５年　８月２１日　規則第　２号
昭和５５年　９月３０日　規則第　３号　　昭和５６年　４月１４日　規則第　１号
昭和５６年　６月２５日　規則第　２号　　昭和５６年　７月３０日　規則第　３号
昭和５６年　８月２４日　規則第　４号　　昭和５７年　６月　４日　規則第　１号

昭和５７年　７月２１日　規則第　２号　　昭和５７年　８月２５日　規則第　３号
昭和５９年　７月２５日　規則第　１号　　昭和６０年　５月２１日　規則第　１号
昭和６０年　６月２８日　規則第　２号　　昭和６０年　８月２６日　規則第　３号
昭和６０年１０月　４日　規則第　４号　　昭和６０年１２月１８日　規則第　５号
昭和６１年　４月２３日　規則第　１号　　昭和６１年１１月２８日　規則第　２号
昭和６２年　５月２１日　規則第　１号　　昭和６２年　６月１８日　規則第　２号
昭和６２年１１月２７日　規則第　３号　　昭和６２年１２月１４日　規則第　４号
昭和６３年　４月　１日　規則第　１号　　昭和６３年　４月２６日　規則第　２号
昭和６３年　５月２６日　規則第　３号　　昭和６３年１２月２３日　規則第　４号
平成　元年１２月２１日　規則第　２号　　平成　２年　４月２４日　規則第　１号
平成　２年１２月１７日　規則第　２号　　平成　３年　４月１５日　規則第　１号
平成　３年　８月　１日　規則第　２号　　平成　３年１１月２５日　規則第　３号
平成　４年　４月２３日　規則第　１号　　平成　４年　５月２１日　規則第　２号
平成　４年　６月２９日　規則第　３号　　平成　５年　４月２８日　規則第　１号
平成　５年　６月２３日　規則第　２号　　平成　５年　７月２２日　規則第　３号
平成　５年　９月２４日　規則第　４号　　平成　５年１１月２５日　規則第　５号
平成　６年　４月２６日　規則第　１号　　平成　７年　４月２８日　規則第　１号
平成　７年　７月３１日　規則第　２号　　平成　８年　２月２２日　規則第　１号
平成　８年　４月２６日　規則第　３号　　平成　８年　５月２３日　規則第　４号
平成　８年　９月２４日　規則第　５号　　平成　９年　４月１７日　規則第　１号
平成　９年　５月　８日　規則第　３号　　平成　９年　８月２５日　規則第　４号
平成１０年１０月２６日　規則第　１号　　平成１１年　５月２４日　規則第　１号
平成１１年　６月２１日　規則第　２号　　平成１２年　２月　９日　規則第　１号
平成１２年　３月２３日　規則第　２号　　平成１２年　８月２８日　規則第　３号
平成１３年　４月２６日　規則第　１号　　平成１３年　６月２８日　規則第　２号
平成１３年　７月２３日　規則第　３号　　平成１３年　８月２３日　規則第　４号
平成１３年　９月２７日　規則第　５号　　平成１４年　４月　１日　規則第　２号
平成１４年　４月２５日　規則第　３号　　平成１４年　５月２３日　規則第　４号
平成１４年　６月２６日　規則第　５号　　平成１４年　７月２５日　規則第　６号
平成１５年　４月２２日　規則第　１号　　平成１５年　６月２６日　規則第　２号
平成１５年　７月２５日　規則第　３号　　平成１６年　４月２１日　規則第　１号
平成１６年　５月２１日　規則第　２号　　平成１６年１１月　８日　規則第　３号
平成１６年１２月１７日　規則第　４号　　平成１７年　４月２６日　規則第　２号

平成１７年　５月２５日　規則第　４号　　平成１８年　４月２８日　規則第　２号
平成１８年　５月２３日　規則第　４号　　平成１８年　６月２１日　規則第　５号
平成１８年１１月１６日　規則第　６号　　平成１９年　５月２４日　規則第　１号
平成１９年　６月２１日　規則第　２号　　平成１９年　７月１９日　規則第　３号
平成１９年　９月２０日　規則第　４号　　平成１９年１０月２６日　規則第　５号
平成１９年１１月２２日　規則第　６号　　平成１９年１２月２１日　規則第　７号
平成２０年　２月２１日　規則第　１号　　平成２０年　３月１９日　規則第　２号
平成２０年　４月２４日　規則第　４号　　平成２０年　５月２７日　規則第　５号
平成２０年　７月　１日　規則第　６号　　平成２０年１１月２８日　規則第　７号
平成２１年　３月３０日　規則第　１号　　平成２１年　４月３０日　規則第　３号
平成２１年　５月２９日　規則第　４号　　平成２１年　９月　３日　規則第　５号
平成２１年１２月　２日　規則第　６号　　平成２２年　３月３０日　規則第　１号
平成２２年　６月２８日　規則第　２号　　平成２３年　４月２７日　規則第　１号
平成２３年　５月３１日　規則第　２号　　平成２４年　４月２５日　規則第　１号
平成２４年　５月２９日　規則第　２号　　平成２４年　７月３１日　規則第　３号
平成２４年１０月３０日　規則第　４号　　平成２５年　３月２９日　規則第　１号
平成２５年　５月　１日　規則第　２号　　平成２６年　４月２１日　規則第　１号
平成２６年　６月２４日　規則第　２号　　平成２６年　７月３１日　規則第　３号
平成２６年　８月２９日　規則第　４号　　平成２７年　３月１９日　規則第　１号
平成２７年　４月１７日　規則第　２号　　平成２７年　５月２７日　規則第　３号
平成２８年　４月２２日　規則第　５号　　平成２８年　５月２４日　規則第　６号
平成２８年　７月２７日　規則第　７号　　平成２９年　４月２１日　規則第　１号
平成２９年　６月２０日　規則第　２号　　平成２９年　８月２４日　規則第　３号
平成３０年　４月２６日　規則第　１号　　平成３０年　５月２１日　規則第　２号
平成３０年　６月２１日　規則第　３号　　平成３０年　８月２９日　規則第　４号
平成３０年１０月２４日　規則第　５号　　平成３１年　２月２８日　規則第　１号
平成３１年　３月２８日　規則第　２号　　平成３１年　４月１９日　規則第　３号
令和　元年　５月２２日　規則第　４号　　令和　２年　３月２６日　規則第　１号
令和　２年　７月　３日　規則第　２号　　令和　２年　９月２４日　規則第　３号
令和　３年　４月２３日　規則第　１号　　令和　３年　５月２７日　規則第　２号
令和　３年　６月２４日　規則第　３号　　令和　３年１１月２９日　規則第　８号
令和　３年１２月１６日　規則第　９号　　令和　４年　１月１３日　規則第　１号
令和　４年　２月２４日　規則第　２号　　令和　４年　３月１７日　規則第　３号

令和　４年　４月２６日　規則第　４号　　令和　４年　６月２８日　規則第　５号
令和　４年　８月２５日　規則第　６号　　令和　４年　９月２８日　規則第　７号
令和　５年　３月２０日　規則第　２号　　令和　５年　４月２４日　規則第　４号
令和　５年　６月２８日　規則第　５号　　令和　５年１２月２０日　規則第　７号
令和　６年　４月２２日　規則第　１号　　令和　６年　５月２７日　規則第　２号
令和　７年　４月２１日　規則第　１号　　令和　７年　５月２０日　規則第　２号
令和　７年　７月２５日　規則第　３号　　令和　７年１１月２５日　規則第　５号
令和　８年　４月２８日　規則第　１号　　令和　８年　５月２５日　規則第　２号

（目的）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第７条第４項の規定により、法第８条第２項に規定する公平委員会の事務を共同設置している市町村及び一部事務組合（以下「関係団体」という。）に関し、法第５２条第４項の規定に基づき、同条第３項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

（管理職員等の範囲）

第２条　関係団体に勤務する職員（関係団体が設置している学校に勤務する職員を除く。）のうち、管理職員等は、別表第１の左欄に掲げる関係団体の区分及び同表中欄に掲げる機関の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

２　関係団体が設置している学校に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第２の左欄に掲げる学校の区分に応じて、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者とする。

（組織の変更等についての報告）

第３条　関係団体の長は、別表第１に掲げる機関に変更があったとき、又は同表右欄の職若しくはこれに相当すると認められる職の改廃若しくは新設があったときは、すみやかにその旨を東京都市町村公平委員会に報告しなければならない。

附　則

この規則は、昭和４２年４月１日から施行する。

附　則（昭和４２年５月２５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年５月１日から適用する。

附　則（昭和４２年８月１７日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年７月１日から適用する。

附　則（昭和４２年８月１７日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４２年９月２１日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４２年１２月２１日規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４２年１２月１日から適用する。

附　則（昭和４３年５月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年４月１日から適用する。

附　則（昭和４３年６月２２日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年４月１日から適用する。

附　則（昭和４３年７月２９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年７月１日から適用する。

附　則（昭和４３年９月２８日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年８月１日から適用する。

附　則（昭和４３年１１月２８日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４３年１０月１日から適用する。

附　則（昭和４４年５月２２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４４年４月１日から適用する。

附　則（昭和４４年８月２５日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４４年８月１日から適用する。

附　則（昭和４４年９月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４４年９月１日から適用する。

附　則（昭和４５年４月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和４５年４月１日から適用する。

附　則（昭和４５年７月２３日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４５年８月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年２月２５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年３月２５日規則第２号）

この規則は、昭和４６年４月１日から施行する。

附　則（昭和４６年４月２２日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年５月２７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年７月２２日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４６年１１月２５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年２月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年５月２９日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年７月２９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年８月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年９月２８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年１１月２５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４８年５月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４８年８月１５日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４８年１１月２２日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４９年１月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年２月２７日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年５月２４日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年７月２６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年９月２５日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年１２月２３日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年３月２９日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年５月７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年７月２６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５１年８月２６日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年９月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年９月２６日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年１０月２４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年２月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年４月２７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５３年７月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年４月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年７月２３日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年９月２７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年１１月２２日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５４年１２月１８日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年１月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年８月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５５年９月３０日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年４月１４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年６月２５日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年７月３０日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年８月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年６月４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年７月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５７年８月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５９年７月２５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年５月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年６月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年８月２６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年１０月４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６０年１２月１８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６１年４月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６１年１１月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年５月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和６２年４月１日から適用する。

附　則（昭和６２年６月１８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年１１月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年１２月１４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年４月１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年４月２６日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年５月２６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６３年１２月２３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和６３年４月１日から適用する。

附　則（平成元年１２月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年４月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２年１２月１７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年４月１５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年８月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３年１１月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年４月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年５月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成４年６月２９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年４月２８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年６月２３日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年７月２２日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年９月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成５年１１月２５日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成６年４月２６日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年４月２８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成７年７月３１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年２月２２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年４月２６日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年５月２３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年９月２４日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年４月１７日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年５月８日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年８月２５日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１０年１０月２６日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年５月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１１年６月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１２年２月９日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１１年１０月１日から適用する。

附　則（平成１２年３月２３日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１１年４月１日から適用する。

附　則（平成１２年８月２８日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年４月２６日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年６月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年７月２３日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年８月２３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１３年９月２７日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年４月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年４月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年５月２３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年６月２６日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年７月２５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年４月２２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年６月２６日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１５年７月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年４月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年５月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１６年１１月８日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、平成１６年１０月１日から適用する。

附　則（平成１６年１２月１７日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年４月２６日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年５月２５日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年４月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年５月２３日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年６月２１日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１８年１１月１６日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年５月２４日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年６月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年７月１９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年９月２０日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年１０月２６日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年１１月２２日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年１２月２１日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年２月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年３月１９日規則第２号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年４月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年５月２７日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年７月１日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２０年１１月２８日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年３月３０日規則第１号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年４月３０日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年５月２９日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年９月３日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年１２月２日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規則第１号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１多摩市の部の改正規定は平成２２年７月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月２７日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年５月３１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年４月２５日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年５月２９日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年７月３１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年１０月３０日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日規則第１号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年５月１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年４月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（阿伎留病院組合の部を削る部分に限る。）は、平成２５年８月１日から適用する。

附　則（平成２６年６月２４日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年７月３１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年８月２９日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年３月１９日規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、別表第１日の出町の部町長部局の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第７６号）附則第２条第１項の規定により在職する教育長については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年４月１７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２７年５月２７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年４月２２日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年５月２４日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２８年７月２７日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年４月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成２９年６月２０日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１国立市の部の改正規定は平成２９年７月１日から施行する。

附　則（平成２９年８月２４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年４月２６日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年５月２１日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年６月２１日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年８月２９日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年１０月２４日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年２月２８日規則第１号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２８日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成３１年４月１９日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年５月２２日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年３月２６日規則第１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年７月３日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和２年９月２４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月２３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年５月２７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年６月２４日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年１１月２９日規則第８号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年１２月１６日規則第９号）

この規則は、公布の日から施行し、令和３年１０月１日から適用する。

附　則（令和４年１月１３日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年２月２４日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月１７日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第１瑞穂町の部の改正規定は令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月２６日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年６月２８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年８月２５日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年９月２８日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年３月２０日規則第２号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月２４日規則第４号）

この規則は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和５年６月２８日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和５年１２月２０日規則第７号）

この規則は、公布の日から施行し、令和５年１２月１日から適用する。

附　則（令和６年４月２２日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和６年５月２７日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則（令和７年４月２１日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和７年５月２０日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和７年７月２５日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行し、令和７年７月７日から適用する。

附　則（令和７年１１月２５日規則第５号）

この規則は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和８年４月２８日規則第１号）

この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。ただし、別表第１多摩市の部教育委員会の項の改正規定は令和７年４月１日から適用する。

附　則（令和８年５月２５日規則第２号）

この規則は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表第１

関係団体	機関	職
国立市	議会事務局	局長　次長
	市長部局	部長　担当部長　参事　課長　担当課長　室長　局長　主幹　政策経営部市長室秘書係長　政策経営部政策経営課政策経営係長、政策経営係主査（予算編成担当）、財政係長及び財政係主査（予算編成担当）　行政管理部総務課庶務管財係長　行政管理部職員課人事・人材育成係長、人事・人材育成係主査（人事担当）及び給与厚生係長
	会計管理者	会計管理者　課長
	教育委員会事務局	部長　課長　担当課長　主幹　所長　館長
	選挙管理委員会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
	農業委員会事務局	局長
福生市	議会事務局	局長　次長　主幹
	市長部局	部長　参事　課長　主幹　企画財政部秘書広報課秘書係長　企画財政部企画調整課企画調整担当主査（組織担当）　総務部職員課職員係長　総務部職員課主査
	会計管理者	会計管理者　課長
	教育委員会事務局	教育部長　参事　課長　館長　主幹
	選挙管理委員会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
狛江市	議会事務局	局長　次長　副主幹
	市長部局	部長　次長　会計管理者　理事　課長　室長　主幹　課長補佐　副主幹　秘書広報室秘書担当主査　政策室企画調整担当主査　財政課財政係長及び財政課主査　職員課人事研修係長及び人事研修担当主査
	教育委員会事務局	部長　理事　課長　室長　主幹　館長　課長補佐　副主幹
	選挙管理委員会事務局	局長　次長
	監査委員事務局	局長　次長
	農業委員会事務局	局長　次長
東大和市	議会事務局	局長　次長
	市長部局	部長　担当部長　参事　会計管理者　課長　室長　センター長　担当課長　副参事　市長室秘書係長　企画政策課政策担当係長（定数管理担当）　財政課財

		政担当係長　人事課人事係長　人事課人材育成担当係長
	教育委員会事務局	部長　担当部長　参事　課長　副参事　担当課長　中央図書館長
	選挙管理委員会事務局	局長
	監査委員事務局	局長
清瀬市	議会事務局	事務局長　参事　次長
	市長部局	統括監　部長　担当部長　参事　課長　センター長　担当課長　専門官　副参事　経営政策部未来創造課イノベーション推進係長　経営政策部人材育成課人材育成係長　経営政策部財政課財政係長　総務部総務課総務係長
	会計管理者	会計管理者　課長
	教育委員会事務局	部長　参事　課長　担当課長　専門官　副参事　教育部教育企画課企画係長　教育部教育指導課教職員係長
	選挙管理委員会事務局	事務局長　副参事
	監査委員事務局	事務局長
	保育園	園長
東久留米市	議会事務局	局長　次長
	市長部局	部長　室長　参事　課長　主幹　企画経営室財政課主査（予算担当）　企画経営室秘書広報課秘書係長　総務部総務課主査（庶務担当）　総務部職員課主査（人事給与担当）　総務部職員課主査（労務担当）
	会計課	会計管理者　課長
	教育委員会事務局	部長　参事　課長　室長　館長　主幹　教育部教育総務課庶務係長
	選挙管理委員会事務局	局長
	監査事務局	局長
	農業委員会事務局	局長
	保育園	園長
武蔵村山市	議会事務局	事務局長　事務局次長
	市長部局	部長　担当部長　参事　会計管理者　課長　担当課長　主幹　企画財政部秘書課秘書係長　企画財政部企画政策課行政管理係長　企画財政部財政課財政係長　総務部文書法制課文書係長　総務部職員課人事給与係長、採用・制度改正係長、人材育成係長及び厚生・健康管理係長
	監査事務局	事務局長
	教育委員会事務局	部長　担当部長　参事　課長　館長　室長　担当課長　主幹

	選挙管理委員会 事　務　局	事務局長
多　摩　市	議会事務局	局長　次長
	市　長　部　局	部長　会計管理者　参事　室長　局長　次長　課長　副参事　秘書広報課秘書係長　財政課財政担当主査　人事課人事・人財育成係長及び給与・厚生係長
	教育委員会 事　務　局	部長　参事　課長　副参事　館長　学校給食センター長　教育センター長　統括指導主事　教育振興課総務係長　教育指導課教職員担当主査
	選挙管理委員会 事　務　局	局長
	監査委員 事　務　局	局長　次長
	農業委員会 事　務　局	局長
稲　城　市	議会事務局	事務局長　事務局次長
	市　長　部　局	部長　担当部長　課長　担当課長　副参事　主幹　企画部企画政策課企画政策係長及び担当係長　企画部財政課財政係長　企画部秘書広報課秘書係長　総務部人事課人事給与係長
	会計管理者	会計管理者　課長
	選挙管理委員会 事　務　局	事務局長
	監査事務局	事務局長
	教育委員会 事　務　局	部長　担当部長　課長　担当課長
	農業委員会 事　務　局	事務局長
羽　村　市	議会事務局	局長　次長
	市　長　部　局	部長　課長　主幹　所長　室長　センター長　企画部企画政策課企画政策担当主査　企画部財政課財政担当主査　企画部秘書広報課秘書係長　総務部総務課総務係長、総務係主査及び法制係長　総務部職員課人事研修係長及び給与厚生係長
	会計管理者	会計管理者　課長
	教育委員会 事　務　局	部長　参事　課長　室長　館長　センター長
	選挙管理委員会 事　務　局	局長
あきる野市	議会事務局	事務局長　事務局次長
	市　長　部　局	部長　担当部長　課長　所長　室長　担当課長　企画政策部企画政策課長補佐及び主査　企画政策部市長公室秘書担当主査　企画政策部財政課長補佐、財政係長及び財政担当主査　総務部総務課長補佐、庶務係長、庶務担当主査、法規係長及び法規担当主査　総務部職員課長補佐、人事給与係長、人事給与担当主査、

		研修厚生係長及び研修厚生担当主査
	会　計　課	会計管理者　課長
	教育委員会事務局	部長　担当部長　課長　室長　館長　担当課長　教育部教育総務課長補佐、教育総務係長及び教育総務担当主査
	選挙管理委員会事務局	事務局長
	監査委員事務局	事務局長
	農業委員会事務局	事務局長
西東京市	議会事務局	局長　参与　副参与　次長　主幹
	市長部局	部長　担当部長　参与　部次長　副参与　課長　担当課長　主幹　特命主幹　総務部職員課長補佐　総務部職員課人材育成推進係長及び人材育成推進係主査　総務部職員課給与厚生係長及び給与厚生係主査
	会計管理者の事務部局	会計管理者　参与　副参与　課長　主幹
	福祉事務所	所長　参与　課長　主幹
	教育委員会事務局	部長　担当部長　参与　部次長　副参与　課長　館長　主幹　教育部教育企画課庶務係長
	選挙管理委員会事務局	局長　参与　主幹
	監査委員事務局	局長　参与　副参与　主幹
	農業委員会事務局	局長　主幹
瑞穂町	議会事務局	局長
	町長部局	部長　参事　課長　主幹　企画部企画政策課企画推進係長及び秘書係長　企画部総務課職員係長　企画部財政課財政係長
	教育委員会事務局	部長　課長　館長　主幹　統括指導主事
	会計管理者	課長
日の出町	議会事務局	局長
	町長部局	課長　所長　担当課長　主幹　企画財政課企画係長及び財政係長　総務課庶務係長及び職員係長
	教育委員会事務局	課長　室長　所長　館長
檜原村	議会事務局	局長
	村長部局	課長　所長　主幹
	教育委員会事務局	課長　主幹
奥多摩町	議会事務局	局長
	町長部局	課長　主幹　企画財政課企画調整係長及び財政係長　総務課庶務係長及び秘書広報係長
	会計管理者	主幹
	教育委員会	課長

	事　務　局	
	奥多摩病院	参事　院長　副院長　事務長　診療部長　医長　薬局長　看護師長
大島町	議会事務局	局長
	町長部局	課長　室長　主幹　総務課庶務係長　政策推進課財政係長
	会計管理者	会計室長
	教育委員会事務局	課長　場長
利島村	村長部局	課長　主幹
	教育委員会	
新島村	議会事務局	事務局長
	村長部局	課長　支所長　事務長　館長　室長　会計管理者　主幹　総務課庶務係長
	教育委員会事務局	課長　事務長
神津島村	村長部局	課長
	教育委員会	
	診　療　所	所長
三宅村	議会事務局	事務局長
	村長部局	会計管理者　課長　担当課長　総務課庶務係長及び人事係長　企画財政課財政係長
	教育委員会事務局	課長
御蔵島村	村長部局	課長
	教育委員会事務局	
八丈町	議会事務局	事務局長　主幹　課長補佐
	町長部局	課長　主幹　課長補佐　総務課庶務係長　企画財政課財政係長
	教育委員会事務局	課長　主幹　課長補佐
青ヶ島村	村長部局	課長　室長
	教育委員会事務局	
	診　療　所	所長
小笠原村	議会事務局	局長
	村長部局	課長　副参事　事務長　支所長　総務課総務係長　財政課財政係長
	教育委員会事務局	課長
東京都島嶼町村一部事務組合	組合事務局	局長　次長　課長　主幹
瑞穂斎場組合		会計管理者　事務局長　主幹

湖南衛生組合	組合事務局	局長　課長　場長　庶務係長
西多摩衛生組合	組合事務局	局長　施設長　参事　館長　課長　主幹
多摩川衛生組合	組合事務局	局長　課長　総務係長
東京都市町村職員退職手当組合	組合事務局	局長　次長　課長　庶務係長　業務係長
	東京都市町村公平委員会	事務長　次長　主幹　副主幹　主査
羽村・瑞穂地区学校給食組合	組合事務局	事務局長　課長
	教育委員会	事務局長　所長　課長　羽村・瑞穂地区学校給食センター給食課庶務係長及び職員係長
西秋川衛生組合	組合事務局	局長　次長　庶務係長
東京都三市収益事業組合	組合事務局	事務局長　次長　課長　課長補佐
多摩ニュータウン環境組合	組合事務局	事務局長　参事　課長　総務担当主査
稲城・府中墓苑組合	組合事務局	事務局長　担当課長　人事・給与担当主査
柳泉園組合	組合事務局	局長　参事　課長　主幹　総務課企画財務係長、庶務文書係長及び庶務文書係主査
多摩六都科学館組合	組合事務局	局長　次長　課長　主幹　課長補佐並びに人事、給与及び予算担当主査
秋川流域斎場組合	組合事務局	局長　庶務係長

別表第２

学校	職
小学校	校長、副校長
中学校	校長、副校長